

序 章

都市計画マスタープランの 策定にあたって

序 章 都市計画マスタープランの策定にあたって

- 1 目的
- 2 位置づけ
- 3 目標年次
- 4 対象区域

第 1 章 都 市 の 概 況

第 2 章 まちづくりの基本方向

第 3 章 まちづくりの方針

第 4 章 地 区 別 方 針

1 目的

本市は、北海道南端部に位置し、北海道にあっては温暖な気候であり、自然環境に恵まれ、また、歴史と伝統に培われた文化や豊富な歴史的建造物を有するなど数多くの優れた特性を有しているほか、各種の都市機能が集積しています。本市は、これらを背景に、北海道と本州を結ぶ交通の結節点として、また、南北北海道の行政・経済・文化の中核都市として成長してきました。

近年は、函館駅周辺や函館港、函館空港といった交通拠点に加え、函館新道や函館・江差自動車道などの高速交通網の整備が進み、国内外との観光・交流機会が拡大しているほか、平成27年度（2015）には北海道新幹線の開業が予定されており、新たな飛躍の可能性も芽生えてきています。

しかし、一方で、我が国の総人口が減少していく時代を迎え、成長を前提とした社会の枠組みが変革を求められているほか、地方分権の本格化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化するなかで、本市においても、人口の減少や少子高齢化の進行、中心市街地の空洞化、さらには地球温暖化など様々なまちづくりを巡る課題への対応が求められています。

都市計画マスタープランは、以上のような課題を踏まえ、都市計画法に基づく土地利用の規制・誘導および都市施設の整備や市街地開発事業などを実施する上での基本的な方針として、また、都市計画区域外を含めた本市の総合的かつ具体的なまちづくりの指針として策定するものです。さらには、市民や事業者が「まち」をかたちづくる際の諸活動に対する指導・誘導の指針となることも意図しています。

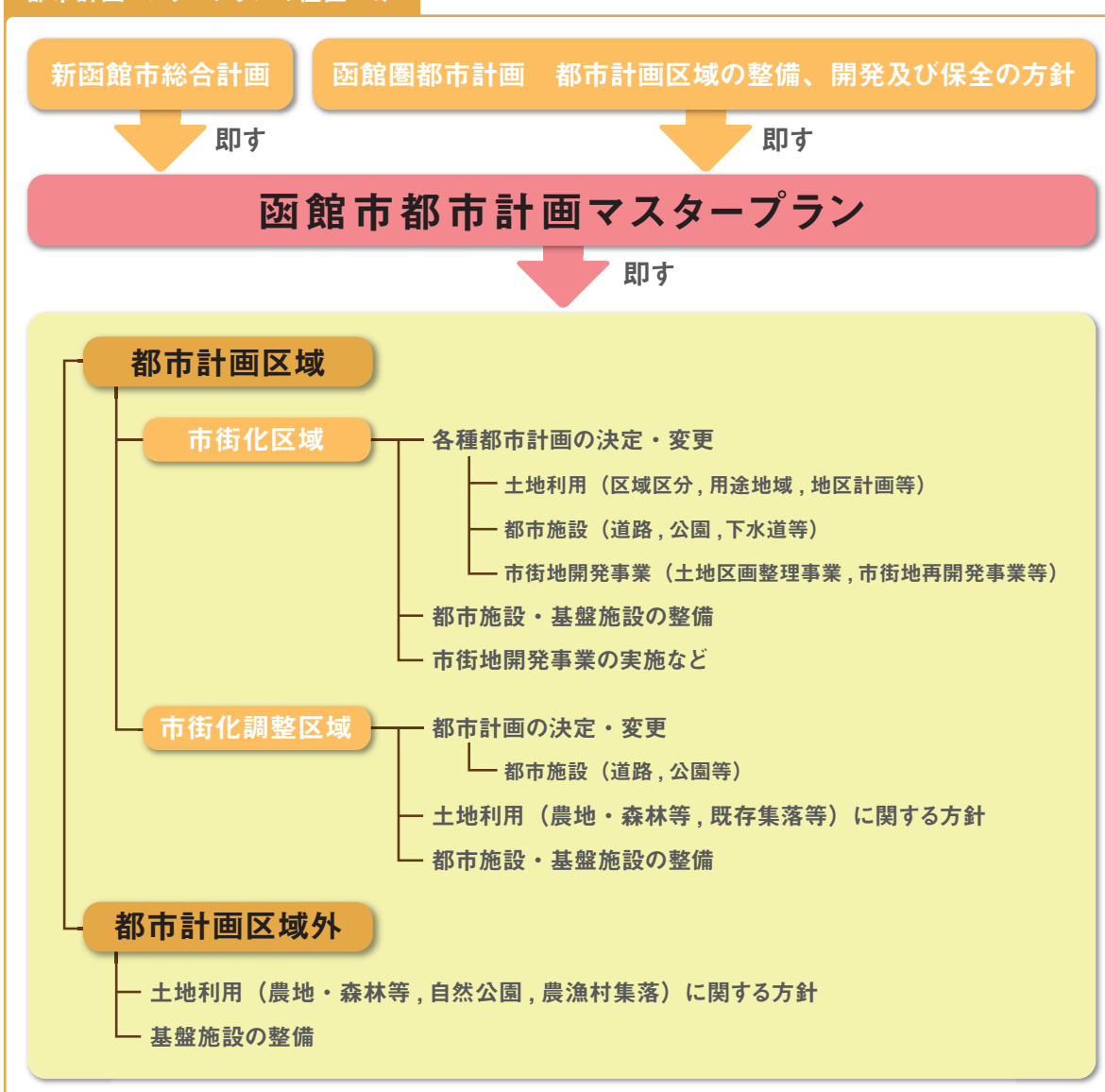
2 位置づけ

都市計画マスタープランは、「都市計画法」第18条の2の規定に基づき、「新函館市総合計画」および北海道が定める「函館圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定められる、本市の都市計画に関する基本的な方針です。

今後における都市計画の決定もしくは変更または各種都市施設の整備等は、この都市計画マスタープランに即して行われることとなります。

また、本市の都市計画区域外については、都市計画の決定もしくは変更は行われませんが、この区域も幅広いまちづくりの対象であることから、土地利用に関する方針等を、この都市計画マスタープランに定めることとします。

都市計画マスタープランの位置づけ



3 目標年次

都市計画マスタープランは、実現に長期間を要する都市施設の整備や市街地開発事業の実施のほか、民間セクターの建築活動に対する都市計画による規制または誘導を通じ、将来都市像を実現しようとする長期的なまちづくりの方針であることから、概ね20年後である平成42年（2030）を目標年次とします。

4 対象区域

都市計画マスタープランは、「都市計画法」に基づき定められる都市計画に関する基本的な方針であることから、一般的には、都市計画区域のみをその対象としています。

しかしながら、東部4町村との合併により、それまでの本市とは異なる成立過程を経たまちが、都市計画区域外に広がることとなりました。本市にとっては、これらの区域も幅広いまちづくりの対象であることから、本市の行政区域全域（約678km²）を都市計画マスタープランの対象区域とします。

都市計画マスタープランの対象区域

